

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和 7 年 7 月 1 日現在)

## I 入院基本料について

当病棟は療養病棟入院基本料 1（20 対 1）の届出を行っております。

当病棟では 1 日に 8 人以上の看護職員が勤務しております。

また、1 日に 8 人以上の看護補助者が勤務しております。

時間帯ごとの配置は以下の通りです。

- 8：30～16：30 看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 12 人以内です。  
看護補助者 1 人当たりの受け持ち患者数は 8 人以内です。
- 16：30～0：30 看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 24 人以内です。  
看護補助者 1 人当たりの受け持ち患者数は 48 人以内です。
- 0：30～8：30 看護職員 1 人当たりの受け持ち患者数は 24 人以内です。  
看護補助者 1 人当たりの受け持ち患者数は 48 人以内です。

## II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制および褥瘡対策について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制および褥瘡対策の基準を満たしております。

## III 明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

## IV 入院時食事療養について

入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時適温で提供しております。

## V 保険外負担に関する事項

当院では室料差額、テレビ代、証明書・診断書料などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

詳細については総合受付までお問い合わせください。

## VI 180 日を超える入院保険外併用療養費について

入院期間が 180 日を超えた場合は厚生労働大臣が定める場合を除き、入院基本料の 15%を 180 日超に係る保険外療養費として料金を自己負担していただきます。この場合、入院基本料の 85%については保険対象となりますが、この部分についても保険の自己負担分に応じて負担をしていただきます。

## VII 先進医療について

当院では、現在先進医療を実施しておりません。